

兵庫県水道事業のあり方懇話会（第4回）議事録

1 日時 平成28年12月26日（月）13:50～16:10

2 場所 ラッセホール「サンフラワー」

3 出席者

（1）構成員

（学識経験者等）

佐竹関西学院大学大学院教授

岸本神戸新聞社論説委員

（市長会）

蓬萊小野市長

（町村会）

戸田多可町長

（水道事業者）

水口神戸市水道事業管理者、〔代理〕 関姫路市水道局次長、

〔代理〕 中西淡路広域水道企業団事務局長、遠山上郡町長

（用水供給事業者）

谷本阪神水道企業団企業長

（兵庫県）

太田健康福祉部長、〔代理〕 寺谷企業庁次長

（2）事務局

（兵庫県）

生活衛生課 名倉水道企画参事、西田水道班長 ほか

企業庁水道課 小浜経営参事、内藤副課長、岡田経営計画長、
長尾経営計画班主幹（計画担当）、藤尾水道技術班長 ほか

水エネルギー課 大西水資源班長

市町振興課 宇野財政班長、上野財政班主幹（理財担当）ほか

4 主な内容

（1）開会

事務局

失礼いたします。事務局の生活衛生課水道企画参事、名倉でございます。

座長のほうからございましたように皆様おそろいですので、ただいまから第4回兵庫県水道事業のあり方懇話会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しい時期にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

なお、学識経験者の畝田委員は所用のためご欠席でございます。また、養父市長におかれましては別の公務のためご欠席でございます。さらに姫路市水道事業管理者の長井委員、淡路

広域水道企業団の門委員と兵庫県の石井委員におかれましても、別の公務があるため、それぞれ関係の職員が代理で出席をしていただいております。加えまして、西上委員におかれましては、行革関係の会議が急遽入ったためご欠席でございます。

(2) 配付資料の確認

事務局

それでは、会議に先立ち、本日のお配りしております資料の確認をさせていただきます。

第4回の今回の懇話会の次第がまずA4縦1枚でございます。出席者名簿、配席図がそれぞれ1枚ずつでございます。資料1-1といたしまして、あり方懇話会の中間報告構成(案)がA4で1枚でございます。資料1-2といたしまして、あり方懇話会の中間報告(素案)ということで、A4縦8枚物と、参考資料が、カラーの分が5ページの冊子になっている分が1つございます。資料2といたしまして、兵庫県あり方懇話会のスケジュール(今後の進め方)ということでA4縦1枚が入っているかと存じます。参考資料に参りまして、前回の懇話会でも提出させていただきました兵庫県内のブロック等の分類例でございますけど、このカラー版、A4横の分でございますけど、3枚がホッチキスどめされている分が1つでございます。参考資料の2-1といたしまして、「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けての構ずべき施策について」の報告書概要版といたしまして、両面印刷でのA4縦1枚が1つございます。最後に、2-2といたしまして、厚生労働省が専門委員会の報告書を取りまとめました「国民生活を支える水道事業の基盤強化に向けて講ずべき施策について」、冊子になっております、30ページの冊子物が1つでございます。日程調整表は入っていますでしょうか。もしなければ、まだお出しでない方は、きょうお帰りに書かれるということでしたら、お帰りの際にお渡しさせていただきたいと思っております。

過不足はございませんでしょうか。ございましたら、お申し出ください。事務局がお伺いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お申し出がないようですので、これ以降の議事進行を佐竹座長にお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

(3) 議 事

座 長

どうぞよろしく願いいたします。

年末、非常に慌ただしい折でございます、こういうときにお集まりいただきまして恐縮でございますが、きょうはできるだけ時間をとらせていただきまして、一応予定では3時間ということでございます。出尽くした段階で終わらせていただきたいと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は、2月に予定しておりますこの懇話会からの中間報告を踏まえて皆さん方に意見をいただきます最後の機会ということになりますので、既にいろいろとご意見を頂戴しておりますが、それを反映させた形で今回一応原案のさらにまた案ということでまとめさせていただきますので、それに関してゆっくりじっくりお話をさせていただければというふうに思っておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは、最初でございますけれど、兵庫県水道事業のあり方懇話会中間報告(素案)に

つきまして、事務局からお願いいたします。

事務局

事務局の企業庁水道課、小浜でございます。

では、私のほうから、今回お示ししております中間報告の素案としまして、資料1-1、資料1-2、参考資料1についてご説明申し上げます。

では、まず、資料にあります第4回あり方懇話会資料1-1をごらんください。

これは、今回取りまとめをしようとしております中間報告の構成（案）、いわゆる目次でございます。はじめにから、IからVIまで記載しております。これの素案につきましては1-2でご説明を申し上げます。

それでは、資料の1-2をごらんください。

兵庫県水道事業のあり方懇話会中間報告（素案）でございます。

まず、大きなIとしまして、水道事業をめぐる現状と課題ということで、過去3回懇話会を開催させていただき、ご意見をいただきましたが、そのうちの1回目と2回目の概要ということになります。

まず、1、県内水道事業の現状でございます。

兵庫県内の水道事業は、全国的な傾向と同様に、人口減少に伴う水需要の減少、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大、高齢化等に伴う技術職員の確保・育成などの喫緊の課題に直面しており、今後、経営環境はさらに厳しさを増すことが想定されております。

また、都市、中山間など多様な地域特性を有する本県の特徴として、水道事業を取り巻くこれらの諸課題（人口減少、施設の老朽化、技術職員の不足など）についても地域による状況の差が大きいと考えられます。

2番目に、主な課題と地域別の特徴でございます。

(1)としまして、人口減少等に伴う水需要の減少でございます。

人口減少の進展により、本県における2060年の人口は、2010年比34.6%減の約370万人、現行から約190万人減少になると推計されております。

このような人口減少及び節水意識の高まりなどに伴う水需要の減少により、今後、各事業者の料金収入は大きく減少するとともに、現在の施設規模が需要に対して過大となることが想定されます。

なお、県内の人口減少率には大きな地域格差があり、神戸・阪神地域などの都市部では比較的緩やかに人口減少が進行するのに対して、但馬・淡路地域などの中山間部では急激に人口減少が進行するため、特に小規模事業者では今後さらに大きな支障が生じることが懸念されております。

(2)としまして、施設の老朽化等による更新需要の増大でございます。

高度経済成長期に集中的に整備された水道施設が現在更新時期を迎えており、本県でも法定耐用年数を超過した水道管路の割合が13.6%であり、これは平成27年度実績であり、全国平均は13.2%でございます。このように、施設の老朽化は年々進行しております。このような状態は、早期に事業を始めた阪神南地域などの都市部において特に顕在化しております。

一方、更新管路は全体の0.57%にとどまっております。これは26年度実績であり、全国平均は0.76%でございます。このように、老朽化の進行に対して更新が遅れています。

また、県内の基幹管路の耐震適合率は41.2%であり、これは平成26年度実績であり、

全国平均は36%でございます。この耐震適合率につきましては、その(2)の一番下に記載しておりますとおり、耐震性及び耐震適合性を有する管の占める割合を示してございます。

水道施設の更新・耐震化が適切に実施されない場合、安全な水を安定的に供給できないだけでなく、全国で頻発する災害での状況に照らしても、断水が長期化するなど住民生活に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

(3)としまして、技術職員の確保・育成でございます。

各市町における定員削減、団塊世代の退職などにより、本県における水道事業に従事する職員数は最近10年間、平成18年度から27年度までの10年間でございますが、403人、約2割減少しております。

2ページをお願いします。

また、年齢構成についても、技術職員は50歳代以上が約4割以上を占める一方、20歳代以下は1割程度となっており、30歳代以上の職員だけで構成されている事業体もあるなど高齢化が進んでおります。

このような現状に対して、多くの事業体から技術職員の不足に対する将来への強い危機感が示されており、特に今後の施設の更新需要を見据えて、計画策定、設計・積算、設計施工などの分野で大きな不安を抱えている実態が浮き彫りとなっております。

このような職員の高齢化、技術職員不足の傾向は、中山間部を中心とする小規模事業体において特に顕著であります。

次に大きなⅡでございます。持続可能な経営基盤の確保に向けた対応の方向性といたしまして、今後、経営環境はさらに厳しさを増す中、水道事業が住民生活に不可欠なサービスであることを踏まえ、今後も経営が維持されるよう、各事業体は一層の経営合理化に取り組みなければならぬとしております。

本懇話会が提起した諸課題に対して各事業体がとるべき持続可能な経営基盤の確保に向けた対応として、以下の方向性が考えられます。

1番に、人口減少等に伴う水需要の減少への対応でございます。

各事業体で、アセットマネジメントや経営戦略等の策定により中長期的な更新需要や財政収支を把握するとともに、さらなる経営合理化や料金改定の必要性を十分に検討する必要があります。

特に人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の事業体においては、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用することが有効であることから、各事業体が経営合理化を検討するに当たり、単独での経営改善、例としまして、組織の合理化、資産の有効活用、定員・給与の適正化などの内容に加えて、業務の共同化などの広域連携についても検討すべきであるとしております。

広域連携の検討に当たっては、水需要の減少に伴い現在の施設規模が需要に対して過大となることが想定されることから、今後の水需要を踏まえた施設のダウンサイジング、統合、廃止などの対応も検討する必要があります。

また、公民連携は水道施設等の維持、管理及び運営や、水道事業を支える人材の確保等に資するものであり、長期的な視点に立って民間企業との連携を一層図っていくことが、広域連携と並び事業の基盤強化に有効な方策の1つとして考えられます。

それらの取り組みを行ってもなお経営の維持が困難となる場合は、一般会計からの追加支援

が必要となることも踏まえ、国に対して所要の財政措置について提案すべきであるとしております。

2番に、施設の老朽化等による更新需要の増大への対応でございます。

今後の施設更新に当たっては、水需要の減少も見据え、従来どおり単独設置する場合の費用と近隣団体との広域連携、例としまして、施設の共同設置、他団体からの受水などを挙げております。これらで対応する場合の費用を比較考量するなど、既存施設の効率化を図る必要があるとしております。

3ページをお願いします。

3番に、技術職員の確保・育成の対応としまして、設計・積算・工事監理をはじめとした業務ノウハウを有する技術職員の不足に対して、近隣団体との広域連携や民間の活用などの対応方策を検討すべきであるとしております。

特に小規模事業体では、技術職員の確保が困難となっていることから、上記の方策に加えて、これらの技術業務に対する支援の仕組みづくりを検討する必要があります。

以上、大きなⅠ、Ⅱとしましては、第1回目、2回目でご議論いただきました現状と課題、それらに対する対応の方向性をまとめております。

次に、大きなⅢとしまして、水道事業を取り巻く課題への対応方策でございます。これが懇話会からの提言の素案でございます。

水道事業めぐる現状と課題、対応の方向性を踏まえ、各事業体や県がとるべき対応方策として次の3点について提言することとしております。

提言1としまして、地域ごとに検討の場を設け、地域特性に即した対応方策を検討すること。提言2では、事業体及び地域としての取り組みを行ってもなお不足する技術職員の確保・育成を図るための支援の仕組みづくりを検討すること。提言3としまして、事業体及び地域としての取り組みや経営の維持に必要となる財政措置や制度改正を国に要請・提案することとしております。

それぞれ、以下にその詳細を記載しております。

提言1としまして、地域特性に即した対応方策の検討でございます。

地域ごとに抱える課題が大きく異なるという本県の多様性を踏まえると、一律の対応ではなく、地域特性を考慮した上で各事業体の判断のもとで対応方策を検討する必要があるとしております。

1、各地域での検討体制の構築でございます。

水道事業取り巻く諸課題に対して同一の課題を共有する事業体間の広域連携は、その対応方策として有効な選択肢の1つではあるものの、検討の調整役がない、あるいは検討の場は設定されていないことなどから検討が進んでいない地域が多いのが現状でございます。

そこで、各事業体は都市部、都市近郊、中山間部の類型に沿った課題に対して、日本水道協会兵庫支部、以下、日水協県支部と記載しております。この支部ブロック等を基本とした検討の場を設け、本懇話会が提示した対応方策例を活用するなどして検討を早急に開始し、具現化していくことが必要であるとしております。

2、主な検討課題でございます。

これは2回目、3回目に取りまとめました各類型の傾向などでございます。

(1) 都市部型でございます。

当面、経営への影響は限定的であるものの、人口減少は緩やかに進展していると考えられます。

水需要の減少に伴い施設稼働率が低下し、現在の施設規模が需要に対して過大な状況が生じることが見込まれます。

高度経済成長期の人口急増にあわせて集中的に整備が進んだ地域が多く、施設の更新需要が増大していると考えられます。

4ページをお願いします。

最後、4点目でございます。現在は技術職員が確保されている事業体が多いものの、高齢化が進んでいることから、将来的には技術の継承が困難となることが考えられます。

(2) 都市近郊型でございます。

1つ目、人口減少が大きく、将来にわたって経営を維持するためにはさらなる経営合理化が必要であるとしております。

現在は都市部と比較すると更新時期を迎えている施設が少ないものの、耐震化や水需要の減少に伴う施設稼働率の大幅な低下など、これは余剰施設の増加につながりますが、今後の施設のあり方に多くの検討課題を抱えております。

高齢化等に伴う技術職員の不足が顕在化していることから、支援の仕組みづくりが必要であるとしております。

(3) 中山間部型でございます。

都市近郊の課題、上記の(2)に記載している3点がさらに深刻化しております。

特に簡易水道を上水道に統合したものの施設の合理化が進んでいない上に、小規模な集落が点在していることなどから、将来にわたって経営を維持するためには、さらなる経営合理化だけでなく、一般会計からの追加支援など新たな財政支援が必要となります。

3、事業推進の上での広域連携による対応方策例でございます。

これは、第3回でご議論いただきましたアラカルトとして提示した方策例を示しております。

各事業体が、地域課題に即した個別・具体的な対応方策を見出していく必要があるが、各地域における広域連携の対応方策として、例えば以下の表のような取り組みを進める必要があるとしております。

さらに中長期的な取り組みとしては、事業統合や経営の一体化などの広域連携の検討を行うことが必要であるとしております。

なお、検討の際は、現在国において官民連携の推進に向けた環境整備が検討されていることも踏まえ、民間活用を単に経費削減の手段としてではなく、水道事業の持続性、サービスの質の向上に資するものとして捉え、広域連携とともに検討することが望ましいとしております。

この対応方策例は4ページと5ページの2ページにわたって掲載しておりますが、個々のご説明は省略させていただきます。

まず、目的としましては、経営の合理化、2番目に施設の合理化、3番目に緊急時における水の安定供給、4点目にお客様サービスの向上、5点目に住民の理解促進ということで、アラカルトとして示しました項目の主に短期的に取り組める項目を記載しております。それぞれに対応方策とその対応についての課題・検討事項を記載しております。

この対応方策の抽出に当たりましては、類型に応じた既存グループにご協力をいただきました。

1つ目は、都市部型としまして、阪神地域の水供給の最適化研究会。阪神水道企業団・神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市で構成されております。2つ目は、都市近郊型としまして、北播磨広域定住自立圏。西脇市・加西市・加東市・多可町で構成されております。3つ目は、中山間部型としまして、但馬上下水道協議会。豊岡市・養父市・朝来市・香美町・新温泉町で構成されております。この既存の3グループにご協力をいただき、4ページ、5ページに記載しております対応方策を抽出しました。

6ページをお願いします。

提言1の4番目としまして、広域連携の検討の場の設置と推進でございます。

現時点では、各事業体間で広域連携を図る取り組みが進んでいない地域が多いことから、国の動向も踏まえながら、まずは検討の場を設定し、事業体や地域としての取り組みを促すことが不可欠である。その際、県が調整役として各地域の実情を踏まえた対応方策の検討に積極的に参画するなどの支援を行うことも必要であるとしております。

また、用水供給事業体は、市町域を越えた広域のかつ市町事業の補完的な事業体であることから、必要に応じて関連する事業体との広域連携を検討することが望ましいと考えられます。

なお、県には広域連携の調整役として次の支援を行うことを求めるとしております。

3回目でもご意見をいただきました、県の役割をここで記載させていただきました。

まず、広域連携の場の設置でございます。

(1) 説明会の実施及び各地域での先行的な取り組みの全市町への情報提供でございます。

広域連携について、対応方策例を活用するなどして本報告を踏まえた検討を行うため、県による全市町に対する説明会を実施する。また、地域別の検討状況に応じて、先行的な取り組み内容の情報共有を図るための全市町への報告会を開催し、全ての地域での検討促進を図ることとしております。

(2) 番目として、地域別の水道事業広域連携協議会、これは仮称でございますが、この設置への支援でございます。

県は、日水協県支部ブロック等を基本とした圏域ごとに説明会を実施し、圏域内での調整を経た上で、広域連携の調整役として、各事業体が広域連携を検討する場である地域別水道事業広域連携協議会の立ち上げを働きかけるとともに、積極的に参画するとしております。

このブロックにつきましては、参考資料の1、カラー印刷をしております横長の資料でございますが、兵庫県内ブロック等分類例としておりますが、これには幾つかの分類がございますが、報告書で示しております日水協県支部ブロックが1枚目の左側、日本水道協会兵庫県支部内ブロックということで、県内を4つのブロックに分けたものがございます。こういったブロックで「説明会を実施し」としております。また、これにつきましては他にもブロック例がありますが、現時点、報告書では日水協の兵庫県支部ブロックなどとしております。

それでは、本文に戻らせていただいて6ページでございます。

提言2といたしまして、不足する技術職員の確保・育成でございます。

事業体や地域での広域連携などの取り組みを行ってもなお不足する技術職員の確保・育成を図るため、県内全域での支援の仕組みづくりが必要であるとしております。

まず、1として、検討可能な対応方策例でございます。

各事業体で検討可能な対応方策として、例えば以下のような取り組みが考えられます。人材不足への対応、人材の育成でございます。これにつきましても先ほどと同様、前回までに示し

たものをまとめております。それぞれの目的に対応する方策、それに対する課題・検討事項を記載しております。

2番、技術支援の仕組みづくりでございます。

事業体及び地域としての取り組みを行ってもなお技術職員の不足などに対応できない事業体を支援するために、技術職員の育成を含めた支援の仕組みづくりについて、県が調整役となって県内事業体とともに検討を進めることが必要であるとしております。

まず(1)番、支援ニーズの調査としましては、県は支援を必要としている事業体へ調査チームを派遣し、具体的な技術支援業務の抽出をはじめとした支援組織の実行可能性を調査することとしております。

(2)番、技術支援組織設立に向けた検討としまして、県及び大規模事業体を中心となって、計画作成や設計積算等の委託業務及び研修や講師派遣等の人材育成を目的とした組織の設立に向けた調査・検討を行うこととしております。技術支援組織の検討に当たっては、県や県内市町等で構成するケースや公民連携、いわゆる民間の活用等も含めたケースについて検討を行うこととしております。

最後に、提言3としまして、国に対する財政措置・制度改正の要請・提案でございます。

事業体及び地域としての取組や経営の維持に必要となる財政措置や制度改正について、事業体である市町と県が共同し、要請・提案を行うことが必要であるとしております。

これにつきましては、県内の地方6団体、今回も市長会、町村会、それぞれ代表して会長様にご出席いただいております。こういった場を通じて国に要請・提案を行っていくことが必要であるとしております。

1番としまして、国庫補助・交付金制度における補助・交付率引き上げ、適用要件緩和及び予算確保等でございます。生活基盤施設耐震化等交付金、水道水源開発等施設整備費国庫補助金、簡易水道等施設設備費国庫補助金について、以下の対応を行うこととしております。

1つ目、補助率・交付率を一律に引き上げること。現行4分の1から2分の1となっているものを、改正案といたしまして一律2分の1に引き上げを要望するとしております。2番目、市町域を越えた事業統合・経営の一体化に加えて、施設の共同利用のための整備など広域連携を含めた事業を対象とすること。3番目としまして、各団体の事業量に応じ、必要な予算枠を確保すること。4番目、広域連携に伴い重複する水道施設を廃止する場合において、国庫補助金等の返還を免除するなど、特段の配慮を行うこととしております。

2番目、旧簡易水道事業に対する財政措置の継続でございます。簡易水道事業の上水道事業への統合について、統合後、一定期間経過後には経営の効率化、経営基盤の強化が実現することを前提に、旧簡易水道区域における給水人口による交付税措置は、統合の翌年度から10年間で段階的に縮減されます。しかし、統合の実態を見ると、地理的な要因により施設の統廃合を伴わない事業統合、最後、8ページをお願いします。いわゆるソフト統合とならざるを得ない団体が多く、国が意図した経営の効率化、経営基盤の強化等に至っていないことから、段階的縮減を廃止し、旧簡易水道に対する従来どおりの財政措置を継続することとしております。

3、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の検討でございます。人口減少や地理的要因等によりみずからの努力だけでは経営を維持できない条件不利地域では、地方の実情を踏まえた必要な財政措置を検討することとしております。

4、柔軟な事業運営を可能とする地方の裁量拡大でございます。全国一律に適用される水道事業の施設基準などについて、改めてその必要性・合理性を検証の上、必要に応じて制度を見直すなど、各事業体が地域の実情に応じて柔軟に事業運営ができるように地方の裁量を拡大することとしております。

以上、中間報告の素案についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

座 長

ありがとうございました。

事務局からの提出資料の説明は以上なのですが、続きまして、国の動きにつきましてご説明をいただきます。参考資料の2-1、2-2でございます。それではお願いいたします。

事務局

事務局の生活衛生課水道班長の西田でございます。

それでは、引き続き、国の動きといたしまして、先般、厚生労働省より水道事業の維持向上に関する専門委員会の取りまとめといたしまして情報提供がありました、国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて構すべき施策についてご説明をさせていただきます。

資料は参考資料2-1と2-2でございます。

この報告書が示された経緯でございますが、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには水道事業の基盤強化を図る必要があります、厚生労働省では、平成28年3月に厚生科学審議会生活環境水道部会の下に水道事業の維持向上に関する専門委員会が設置されました。委員会のメンバーにつきましては、参考資料2-2の13ページ、こちらに記載されているとおりでございます。

この委員会におきまして、こうした課題の解決等に向けた対応策に係る専門的事項につきまして、制度改正、水道法改正ですね、それらも念頭に置き、議論を進めてこられました。

開催経過は、同じく参考資料2-2の12ページ、こちらに記載されているとおり、9回にわたり開催されました。その結果、当該専門委員会は先般11月に意見の取りまとめを行い、報告書が提出されたところでございます。

その内容のうち、主なもの、また私たちの本懇話会、こちらでも検討されている事項と密接に関連している事項につきまして参考資料2-1に記載しておりますので、そちらにより説明させていただきます。

この2-1につきましてですが、専門委員会で議論がされた主な課題と対応の方向性、これにつきまして裏表1枚物としてまとめておりますのでごらんください。

まず1つ目でございますが、適切な資産管理の推進。

水道施設の適切な管理のためには、水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的な情報を把握しておく必要がありますが、水道法においては台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられておりました。

また、老朽化等に起因する事項の防止や安全な水の安定供給のためには、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持管理や、定期的な修繕、加えて長期的視野に立った計画的な施設の更新・耐震化といったものが必要となってまいります。

このような状況を踏まえ、次の方向で検討が進められました。参考資料2-1の右側、対応

の方向性、こちらに示しております。

まず、他の社会資本（下水道、道路、河川等）と同様に、水道事業者に水道台帳の整備を行うことを義務づける。

2つ目といたしまして、水道事業者は、点検を含む施設の維持管理・修繕を行うことにより、水の安定供給を図るよう努めなければならない旨を法律上位置づける。

3つ目、水道事業者は、中長期的な更新需要や財政収支の見通しを把握するとともに、計画的に施設を更新するよう努めなければならない旨を法律上位置づける。

4つ目ですが、簡易水道事業を含む中小規模の水道事業者に対しては、広域連携が図られることを前提として外部の人材を活用するなど、台帳整備、施設の点検、更新需要及び財政収支の見通しの試算等を実施できるよう支援を行う。

このような台帳整備といった非常に初歩的なといいますか、基本的な事項を改めて法律に記載するのはいかなるものかという議論もございましたが、簡易水道事業をはじめとする小規模水道事業では満足な施設台帳が整備されていないといった実態も多く、そのことがアセットマネジメントの実施などがなかなか推進できない、こういうことにつながっているという現状がありまして、このような方策が提言をされております。

2つ目、水道料金の適正化でございます。

水道料金の算定方法は総括原価方式となっておりますが、約5割の水道事業者において給水原価が供給単価を上回り、水道料金の値上げを行った水道事業者も平成22年から26年の年平均で約4%にとどまっているところでございます。

十分な更新費用を総括原価に見込んでいない場合が多く、水需要の減少と老朽化の進行により、将来急激な水道料金の引き上げを招くおそれがあります。

このような状況を踏まえ、次の方向で検討が進められました。また、この段の右側に記載されているものになります。

水道法の目的であります豊富低廉な水の供給を前提としつつ、将来にわたり健全な経営のもとで安定的な水の供給が確保されるべきことを水道法の体系において明確化する。

中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握に基づいた料金とするため、水道事業者がその見通しを把握した場合には公表するよう努めなければならないことを法律上明記する。

もう1つは、水道料金の算定方法をより明確化するとともに、認可権者から水道事業者に対し、持続可能な料金水準について定期的に議論するよう促す。

これは水道料金の適正化、つまり将来、事業経営に支障が生じる事業については料金値上げを検討することを求めるといったものです。水道3原則といたしまして、清浄、豊富、低廉、これが水道法の法文中に定められておりますが、低廉という言葉が料金値上げの支障になっているという現状もございます。今回、低廉という言葉がなくす議論もございましたが、最終的には料金適正化を求めるとともに低廉の精神は残すという方向で決着したようです。

3つ目ですが、広域連携の推進。

これは、小規模な水道事業者では単独で事業を維持するための職員体制や財源確保が困難な場合があり、経営面でのスケールメリットを創出する観点から広域連携の一層の推進が重要となっております。

このような状況を踏まえ、次の方向で検討が進められました。

右側の対応方策ですが、都道府県に広域連携の推進役としての責務を追加する。

都道府県は、都道府県内の水道事業者を構成員として、広域連携を検討するための協議会を設置できることを法律上明記する。

広域連携の推進、水道事業の基盤強化（施設基盤、財政基盤及び人的基盤等の強化）を図るための、都道府県等による計画策定や財政支援の枠組みを水道法の体系に追加する。

これはまさに我々の本懇話会におきましても議論の中心を占めている事項でございます。

参考資料 2-2 の報告書本文の 7 ページをごらんください。

3 つ目の○に、今申し上げました広域連携を推進する上での都道府県の責務について記載されております。

また、4 つ目の○になりますが、都道府県の積極的な関与による広域連携の推進のため、水道法の体系に新たな枠組みを追加するといったしまして、国が定める水道事業基盤強化基本方針、都道府県が定める水道事業基盤強化計画、水道事業者が定める広域連携実施計画などの策定ということがこの文節で表現されております。

参考資料 2-1 にお戻りください。

こちらの右側下半分にそのことがまとめられております。

ただ、現在まだこれは報告書に記載されているのみでございますので、これらの計画等の具体的な策定方法、またそれらの制度につきましては国で明確にされているものではございません。今後検討を重ねていくということです。

そして、最後に 4 つ目、官民連携の推進でございます。

「日本再興戦略 2016」や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」、こちらで水道事業におけるコンセッション方式の推進が求められておりますが、コンセッション方式により水道事業を運営する民間事業者——運営権者ですね——が負う水道法上の責任範囲が実態と合っていないこと、運営権者が事業継続ができなくなった場合に地方公共団体が最終的な水道事業の責任を持つ根拠がないこと等が、コンセッション方式が採用されない原因の 1 つではないかといった指摘がなされております。

このような状況を踏まえ、次の方向で検討が進められました。

運営権者と地方公共団体との権利・義務関係を明確にするとともに、水道事業の継続性の確保等の観点から、水道法の趣旨・性格・関係法令間の法的整合性に十分留意しながら、法制的に必要な対応を行う。

また、コンセッション方式を活用した民間事業者が将来の更新投資に備えることができるよう税制上の措置を講ずるとともに、民間事業者が水道事業の運営にかかわることを前提とした水道料金の算定方法を明確にすると、このようになっております。

また、報告書本文を見ていただきますと、少しこのコンセッションという言葉があまりに唐突で、また浮いているように感じるかと思いますが、厚労省の水道分野におきましては既に第三者委託などの官民連携の方策は制度として存在しております。しかしながら、近年、内閣府等ではコンセッション方式の導入に力を入れており、それを踏まえ、文言として打ち出す必要があったこと、また、水道法の目的とコンセッション方式による官民連携を所掌する PFI 法ですね、これにおきまして制度上少しかみ合わない部分もありまして整理が必要と、そういったことなどによりまして今回の委員会で取り上げられ、これを明文化することになったということです。

以上、説明いたしましたことを踏まえまして、今後も国の動向を注視していくといったこと

が重要であると考えております。

簡単ではございますが、これで専門委員会を中心とした国の動きの説明を終わります。

座 長

ありがとうございました。

それでは、ここからは、例によりまして皆さん方からご意見、ご質問を頂戴して参るんですけども、最初に、本日欠席でございます学識経験者の鍬田委員から事務局が意見聴取していただいておりますので、その意見についてご開陳いただけましたらと。よろしく願いいたします。

事務局

それでは、僭越ながら、私から、まず、鍬田委員から預かって参りましたコメントをお話しさせていただきます。

鍬田委員からは、今回の兵庫県水道事業のあり方懇話会第4回の資料に対するコメントといたしまして、次の2点をお伺いしております。

まず1点目は、資料1-2の素案でございますけれども、これの4ページの(3)中山間部の記載のくだりなんですけれども、2つ目のポツの2行目、「将来にわたって形を維持するためには、さらなる経営合理化だけではなく、一般会計からの追加支援など新たな財政支援が必要となる」と書かれていらっしゃるんですけども、経営面でしか対応策がないような記載のされ方と感じますということございまして、効率的な水道施設の情報化や小規模浄水技術の導入、業務のシステム化など、技術的なアプローチもあろうかと思っておりますので、そのあたりを追記していただけないでしょうかということが1点目でございます。

2点目でございますけれども、6ページでございますけれども、提言2で書かれております、不足する技術職員の確保・育成におきまして、今後、団塊の世代の退職に伴い多くの技術職員が退職されます。退職したシニア技術者を活用し、広域化したとしても、地域の准職員的な立場で水道施設を管理できる仕組みや組織ができればと考えています。どのように活用するかは今すぐよい方策が見当たらないのですが、退職技術者を活用することは人材不足確保の1つとして追記を検討していただきたいと思っておりますというのが2点目でございます。

以上、鍬田委員から2項目のご意見を賜りましたのでご紹介させていただきます。

座 長

ありがとうございました。

それでは、ここからはご意見、ご質問等をいただきましたら幸いです。お願いいたします。どなたからでも結構でございます。いかがでございますか。

構成員

今説明を受けただけで、思いついただけで恐縮なんですけど、さっきの鍬田委員のシニアの話は、僕も制度的にできるのかどうかというのがわからないんですけども、OB職員の活用というのは非常に有効なのではないかなと思ったということと、あと、現状と課題のところの老朽化ですね、あと更新の問題ですね。これは提言の中、提言というか、今後の方向性、対応の方向性のところでどこにあるのかなという、これは非常に大変な問題で、なかなか解決も難しい、お金の問題もあるので難しいなと思うんですけども、これはどこかに入っているのか、それともこれは全てこういう広域とか対応した上での解決になってくるのかわからなかったもので、これは質問みたいな感じになりますけど。

座 長

いかがでございますかね。

事務局

ご質問の件でございますが、対応方策の中で、人口減少等に伴う水需要減少への対応、あるいは2番目の施設の老朽化等による更新需要の増大ということで、それぞれ対応するという、必要性を記載させていただいております。

また、例えば広域化を行う際に統合あるいは廃止をすることによって、老朽化した施設の更新につながっていくかと考えております。記載は今のところに少し触れさせていただいております。

構成員

はい、わかりました。管というのは広域化して合理化された場合は減ったりもするものですか。

事務局

水道の送水管等につきましては、事業を統合する場合には減ることはまずないと思っております。ただ、その際に例えば区域を連結するような場合には当然増えてまいります。ただ、何回目かのときにご意見が出た小規模集落への給水についてどうするかによって若干変わってくるかと思いますが、施設については統合・廃止によって効率化していく。ただ、送水管等につきましては、その際、適正な時期に連絡管等によって更新されていくと考えております。

構成員

はい、わかりました。

座 長

あと、いかがでございますか。はい、お願いいたします。

構成員

まず、3点ほどなんですけども、1つは提言3のところ。この国に対する財政措置・制度改正の要請・提案というこの部分は、これはありがたいです、こう書いていただいたら。これは市長会、町村会というよりも、県も含んだ地方6団体の要望というふうな形に持っていていただければありがたいなというふうにまず思います。

それと、その中でも2の一番最後の部分です。この「段階的縮減を廃止、旧簡水に対する従来どおりの財政措置を継続」というこの部分は、この部分をもっと早く言ってほしいですね。現状これで困っていますので、文章としてはこれでいいですけど、この部分は先に触れていただきたいことだなとまず思います。

それと、4番目の柔軟な事業経営を可能とする地方の裁量の拡大というこの部分ですけども、これっていわゆる今の法律、それから条文の中で、裁量権拡大をするってどの部分を拡大するのかというのを明確にする必要があると思います。地方分権改革のむしろ論議の中に持って入れたら、これはいいのかなと思います。記載としてはこれでいいですけども、その背景という部分の研究が必要なのかなと思って聞かせていただきました。

それと、国のほうの厚生科学審議会のこの部分ですけども、その中で、官民連携推進の中でコンセッション方式の導入ということがかなり詳しく触れておられるのかなと思います。おそらくこれは経済財政諮問会議がこのことを多分言ってるんじゃないか。だから、こう触れ

ざるを得なかったというふうな説明があったように思いますけれども、ここまで逆に国が触れてくれているのであれば、この部分がこの私どものほうの中間報告の中にもう少し文章記載があってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺を検討いただければありがたいと思います。

総じてこちらが思っておったようなことを全て盛り込んでいただいております、うまくまとめていただいているのかなということで感謝申し上げます。まずは以上です。

座長

今の点につきましては、検討させていただくということによろしいでしょうか。

構成員

はい。

座長

ほか、いかがでございますか。

構成員

少し内容というよりも個別の件について教えていただきたいのですが、3ページの検討体制の中で「検討の調整役がない」という文面があります。3ページの地域特性に即した対応方策の検討の中の1番の中に、「その対応方策として有効な選択肢の一つであるものの、検討の調整役がない」「検討の場が設置されていないことから検討が進んでいない」という文面になっているのですが、6ページ以降についてはほとんどが「県が調整役として」と記述してあります。国の提言もそうです。

座長

最初から県を示したほうがいいのかどうか。

構成員

これは最初の提言段階の状況では検討の調整役がないと言っていると思いますので、文面はこれでいいと思いますが、その後の展開が調整役として県がありきという話が展開されていますので、極端に変わっている印象があります。文面の話ですが。

座長

わかりました。

構成員

もう1点は、このあり方懇話会の方向性というのは広域連携ありきという展開になっています。私は広域連携が反対ということではないのですが、今までかなり「広域連携は本当に効果があるのか」という議論をしてきたはずですが、そしてどこかに広域連携の落とし穴というものがあるのではないかと。つまり地域特性ということもあるわけで、ましてやこれが国ではなくて兵庫県の水道事業のあり方を検討するというので私たちがやってきたのですから、もちろん国家として水道事業はどこも同じような共通の問題があることは当然のことではありますが、だからといって広域連携ありきの話ばかりの展開ということでは、もう1つの考え方もやっぱり何かで列記すべきではないか、と思っています。これが2点目です。

3点目ですが、6ページです。私の理解が不足しているのかもしれませんが、4番の広域連携の検討の場の設置と推進の中の、「また、用水供給事業体は」という文面です。これがいわゆる県のあり方、県水のあり方ということを行っていると思いついて見ているのですが、前回にも指摘したように県水という事業体を経営計画の中でどう考えていくか、ということ

織り込まないといけないのではないのでしょうか。例えば1つの事業の将来をどう考えるのかというときに、民間で言えば2つの事業部があり、ひとつの事業部が改善策をやっている、もう1つの事業部をどうするかを考えなかったら、会社全体としての成果は出ない、出せないということになります。

なぜ、このような指摘をするのかといいますと、北播磨には5つの市があります。小野市、三木市、西脇市、加西市、加東市。5つの市では市全体に占める水道水の内、県水の比率は44%となっています。それぞれの市は独自に水道事業を運営していますが、その給水量の内半分に県水が入っています。そうすると、この5市が連携しようと考えたとき、県水の割合は高いという状況にあります。これを論議しないで5市だけのいわゆる広域連携、経営体制、あるいは料金体系、あるいは技術職員の養成をどうしていくかということも含めて議論できるかということになってくると、先ほど申し上げたように第1事業部と第2事業部があって会社の経営を考えると、第1事業部は考えるけれども、第2事業部は後にしよう、ということでは1つの企業体の経営を考えることになりません。

県全体で見ましても、26年度の実績では県内全体の給水量の約15.3%が県水の占める割合となっていますが、例えば三田市であれば約80.7%、あるいは川西市であれば約52%。また加古川市であれば、県水の割合が約39.3%ということになっています。さらに例えば小野市とお隣の加西市が連携するとすれば、加西市は県水の割合が約66%あります。そうすると、県水の割合が多いところと少ないところ、さらに全く関与していないところ、これは広域連携をやる上では好むと好まざるとにかかわらずにかかわってくるのではないかと考えます。

この前、県企業庁管理者である石井さんがいらっしゃったときに、「それは考えるとしても別枠で」となったのですが、しかし、どのような枠組みにするのか、広域連携をどうしていくのかということと、県水の位置づけをどう考えているかということはやはり1つの中に明記しなきゃならないのではないのでしょうか。ずっと探してみたのですが、6ページの中の3行ほどにそれらしきことが書かれているくらいということで、この件はどのように受け止めればいいのでしょうか。

その3点です。以上です。

座長

調整役としての兵庫県、それから広域連携がほんとうに正しいのかどうかも含めて広域連携のあり方、それから県水の位置づけ、これは検討させていただきます。多分、今すぐはご回答できないと思いますので。わかりました。

構成員

非常によくまとまっているというふう感じております。我々はやっぱり単独町でこの事業を維持できるかというたらなかなか難しいんじゃないかと考えておまして、できるだけ早くに県が中に入って地域をまとめていただければと考えております。

座長

後でまた話が、今後の調整、日程の調整のところでは話があると思いますが、3年で1つ結論を出すという話を、この前の養父の広瀬市長のお話もありましたようにできれば2年で結論を出して、差し当たって県の調整も含めていろいろと各地域でご検討いただくという、できるだけ急いだほうが良いということで、進めていくということでもまとめさせていただいて

おりますので。ありがとうございました。

構成員

事前に資料をいただいたので読ませていただいたんですけど、気づいた点と質問をさせていただければと思います。

まず、今のスケジュールのお話もあったんですけども、来年度末に中間じゃなくて最終のまとめをするというスケジュール感を考えますと、ブロックの割り方が日水協のブロック割りというような話も出ていたんですが、その辺の議論をもうちょっと詰めていかなかったら、この大ブロックでまとまるのかなと思ったりもしますし、現在、神戸市のほうも周辺の市町村の方々といろいろご相談させていただいて、連絡管をつけるというようなこと、整備をしていくというようなこともやっていますので、例えば明石市とか稲美町、それと芦屋市のほうとも連絡管を今整備しているというような形で、そういった地理的なつながりの話もありますし、画一的にこういう日水協のブロック割りでいけるのかなという、ちょっとそういう疑問がございます。

かといって、どこで線引きしたらいいのかという代替案があるわけじゃないんですが、その辺、十分議論をこの場でされた上で、先ほどありましたブロックごとの協議会という形で進めていくのが筋かなと、このように思っています。でないと来年度末にはまとまらないのかなと思ったりはしておりました。

それから、あともう1つは職員の話ですが、技術職員の話だけがずっと着目されているんですが、やっぱり事務職員のほうも着目しておくべき話があるんじゃないかなと。以前、私は厚生労働省のアセットマネジメントの策定の委員会に委員で出ておったんですが、あのときに話題になったんですが、アセットマネジメントというのは技術屋だけじゃない。当然経営的な話もありますので事務の方たちが話題になっておまして、私も同じ意見でございます。

実際に神戸市でアセットマネジメントやる上では、ここに来ています土木屋もおりますが、事務屋と連携をとりながらアセットマネジメントをやっているんで、そういった観点の文言もちょっと要るんじゃないかなと、このように技術職一色じゃないんじゃないかなと、このように思います。当然のことながら施設の更新とか耐震化という話もございますけど、それ以外にお客様サービスという観点もございますので、そういった意味でも事務職員の技術の話という話もちょうと触れておくべき話があるんじゃないかなと、このように思いました。

それから、あと、コンセッションの話も先ほど出ておりましたが、世の中では安倍首相時代は6カ所水道事業でコンセッションを導入するというをおっしゃっておりますが、まだ今のところ導入の手が挙がっているところはございませんけども、片や下水のほうでは浜松市が一部ですけども30年度からコンセッションを入れるという話もございますし、大津市のほうもこの間出ていましたけどガス事業ですけども、一応民営化じゃないですけどコンセッション的なそういった応募もされているという話もございましたので、そういう意味では、先ほど広域連携オンリーではないんじゃないかというお話もちょうとございましたけど、私も同じ意見で、香川の県内一事業体、一水道事業という話には兵庫県の場合はならないと思っていますので、あるエリアでは広域連携を重視して、あるエリアでは公民連携を重視してと、そういった組み合わせが必要じゃないかなと思っていますので、画一的な表現じゃないほうがいいのかと、このように思っています。

一方、公民連携といった場合には、今度、民間さんのほうの意見も聞いておかないと

いけないわけで、我々事業者のほうの立場での見解も当然申し上げられるところはあると思いますが、片や民間のほうのご意見も聞いておく必要があるんじゃないかなと。実際には私もいろんな方々とお話をする場がありますので聞いておりますけど、民間のほうは公的な役割ということも認識されてはいますが、やはり収益の問題が一番大きいという話をおっしゃっていますので、いかにそのような形で民間のほうが入ってこられるようなそういう風土づくりということも考えていかないと絵に描いた餅になってしまうかなと、このように思っています。

そのためには、1つの提案といいますか考え方として、我々技術屋の世界ではCM、PMというんですけども、コンサルが例えばそういう事業を行う上での例えばCMといいますか、監督のかわりにやっていく、監督業務をやるとか、あるいはプランニングマネジャーということで、マネジメントマネジャーという形で計画立案をすると、あるいは事業自体の全体をコーディネートするというのもコンサルはやっておられます。兵庫県下でも多分内陸のほうでは土木技術屋がいないということで、橋梁の工事なんかはそういうCMとかPMを使っていると思うんですが、実際に東北のほうの震災の後なんかもそういった形で入ってこられているということもありますから、そういった概念も入れていながら公民連携という筋書きができればいいのかなと、このように思っています。

その1つの事例として、神戸市の北区のほうで生野高原というところがございます、皆さん新聞等でご案内かもしれませんが、我々の給水エリアに入っていないところで公営化という話がございます、そちらのほうで管工事を今やっているんですけども、管が古いと、更新をしないといけないということで、今、クボタが実際に管工事をやられておりますけれども、その際に監督業務、設計と工事ですね、これを全てクボタがされております。ただ、役所的な調整とかそういうのはたけておられないということで、全国で初めてのことで、私どものほうの職員が設計の段階から指導させていただいたという状況もございます。でも、お聞きしましたらやっぱり民間事業のほうもそういったことに、新たな分野に手を出していきたい、進出していきたいというようなお話もいただいておりますから、民間のほうのニーズと合わせて、シーズとニーズを合わすようなことをちょっと考えていったらいいのかなと。

そういったところもこういう提言を踏まえて、あるいは提言の中でも何かもうちょっと具体的に書けたらいいのかなと、このように思っています。それは読ませていただいた見解でございます。

座 長

ありがとうございました。

とにかくいち早く協議会を進めていかないと間に合わないのではないかなというお話と、それから、技術職員だけではなくて、お客様サービスを見据えると事務職員の役割も非常に大きいという点ですね。それから、広域連携というのは地域性にもよるので、広域連携全てありきというわけではなくて、コンセッション方式も含めて公民連携あるいは民間との連携のあり方も含めて検討したほうがいいのではないかなということで、よろしいですか。多分今すぐにご返答はできないと思いますので、ということでお伺いをいたします。ありがとうございました。

構成員

失礼します。きょうは私どもの長井のほうが所用がございまして欠席させていただいて

いるんですが、長井から預かってきた内容がありますので、それだけお伝えさせていただきます。

中間報告の素案の中で提言3の3ですけども、その中に「条件不利地域の水道事業に対する財政措置の検討」とあるんですが、その中に、私どもだけになるのかわかりませんが、離島という言葉も入れていただけへんかなど。これは切にお願いしておきたいということでございます。私どもでいいますと合併しました家島町というのがございまして、そちらは今現在、赤穂のほうから水を分けていただいている。管路延長が約15キロほどありまして、その更新なんかはまた間もなくに入ってきますので、これはお願いしておきたいということでございます。

それと、次に国への要望ということで、これは昨年度なんですけども、私どもが厚労省の立ち入り検査を受けまして、そのときにも指摘を受けたんですけども、どの自治体がお困りなんかわかりませんが、鉛管対策というのはそもそも国のほうが方策を立ててやっているんだから、これについても何か財政の補助というんですか、そういうのもお願いできひんのかなというのが2点目でございます。

それと、今後の進め方ということで、1年前倒しということになっているんですけども、今後の議論になると思うんですが、具現化策の内容いかんによってはこの1年でできるのかなというような不安のことも聞いております。

以上でございます。

座 長

家島の問題も含めて離島のことですよね。期間のことは一応それで頑張っていきましょうということですので、やらなければいけないという問題意識の中でやっていますので、差し当たってご理解をいただければと思います。

構成員

全体的によくまとめられていただいていると思います。表現だけのことで、資料の8ページの「条件不利地域の水道事業に対する財政措置の検討」ということで、財政措置の検討ということ、検討して終わったということになってしまわないように、財政措置の実施と、経営基盤の弱い企業団等についてはとにかく財政措置をしていただきたいということで、検討という表現をちょっと強目の表現でお願いしたい。

座 長

「検討しました」で終わってしもたらあかんわけですね。それはそのとおりですね。それでよろしゅうございますか。

構成員

はい。

座 長

わかりました。

構成員

そもそもみたいな話ですけど、水道の使用量がだんだん減って行って、一方で生産コストは上がると。料金は上げないという体系で今後ずっとやっていくとすれば、これは必ず破綻するに決まっているわけですね、遅かれ早かれ。そのどこを変えられるかということ、使用量が増えるんならそれが一番いいんですけど、なかなかそうはならない。水道料金を上げることが

簡単ならいいけど、難しい。今は各水道事業体が自分の中のぜい肉を削るなりいろんな工夫をすることで、生産コストを上げないように頑張っている段階だと思います。それで頑張り切れんところは一般会計からの繰り入れなんかも当然しているところなんだけれども、これはいずれ限界が来るのは明らかですよ。だから、それを変えるビジネスモデルをつくらないかんのだろうと思います。

何をどんな方法でやっていくにしても、その今の水道事業の現状なり今後の将来の見通しなりというのをきちんと把握する、あるいは関連する地域の中で情報を共有して、情報だけでなく認識も共有しておく必要がある。同じような経営状態でも、ある市長さんはこれでまだ10年いけると思うかもしれんし、ある市長さんはもう来年からあかんと思うかもしれんぐらいの差があったらなかなかまとまる話もまとまらないということなので、そういう認識の統一も含めてよく議論をしていく必要がある。そのためには、今、県さんが提案されているような議論の場というのが役に立つんだろうと思います。

あと、ちょっと個々のことで申し上げますと、これも既に出ている話でもありますけども、例えば広域連携にしても公民連携にしても、一言で言ってしまうと魔法の薬のような表現になっていて、広域連携すれば何かいいことがある、公民連携すれば何か解決できるという文章になっているんだけど、実際には広域連携にしても公民連携にしてもいろんなフェーズがあるし、いろんなスケール感があるわけで、それはさっき言った実情の認識の共有というところから、この時期ではこのレベルのこのフェーズの広域連携だったら可能性があるという、そこまで踏み込んでいかないと総論を並べただけになってしまうんじゃないかなと思います。

今、幾つかの事例の紹介があって、それがアラカルト的に整理されていますけども、それらの効果だけではなくて、どういう条件のときにそれが適用できるのか、あるいは効果が出るのかということまで整理した上で、兵庫県の例えばどの地域にはどれが最も可能性があるだとかいうところまで言っていないと、なかなか処方箋という形になっていかないんじゃないかなと思います。

公民連携も、民間の力を借りることで例えば人材不足は解消できるのかも知らんけども、財政の問題は多分解決しないですね。民間に対してお金を支払うわけだから、結局それは職員を雇ったのと同じことになってしまう。そこだけ見たら答えじゃないんだけど、それを答えにするためにはどういう条件を持ってこんといかんのか。同じようなことをやっていかないといかんのだろうと思います。

それから、ついでに言っとくと技術連携も、これも何人かからありましたけど、ただ人が応援に行くとか来るとかということだけじゃなくて、例えばもうちょっと広いエリア、あるいは兵庫県全体で水道に携わる職員がプールできるような仕組みがあれば、これは一番究極的な連携ではあるんだけど、要は人を出すのではなくて、1人出すかわりに1人来ている。差し引きすると同じなんだけれども、全体として技術力が向上していくというシステムをつくれれば、これは全ての市町にとってウイン・ウインになるんだろうと思うんです。そういう制度設計がこれから要るのではないかなと思います。

以上です。

座 長

ありがとうございました。

3年を2年にというのも幾つか出ていますので、先に資料2の説明をしていただけますで

しょうか。

事務局

それでは、資料2のA4、1枚のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、資料2。私から、資料に基づきまして、事務局として今後のあり方懇話会のスケジュール、進め方についてご説明をさせていただきます。

本日いただきました各委員からのご意見を踏まえまして、当初の予定どおり、まず今年度、平成28年度ですね、来年2月から3月にかけてになると思いますけど、日程調整の関係によりましては2月中旬から3月上旬までの間でずれ込む可能性もあると思いますけれども、まずは中間報告を取りまとめさせていただきます。

この中間報告を取りまとめた結果に基づきまして、29年度、来年度でございますけれども、中間報告に基づきまして各事業体で各地域での検討体制を構築していただきまして、対応方策、それぞれ先ほど申し上げました、アラカルト的に出てきましたけれども、それぞれ自分の地域はどこの部分に当たるんだろうとか、どういう部分のカルテで見ていって処方していくんだろうかというようなことを検討していただきたいと考えております。

中間報告を踏まえまして、まず県におきまして全県説明会ということで、県は、調整の役割といたしまして全県での説明会ということを実施させていただきます。これは中間報告の出るタイミングによりますけれども、遅くとも来年度の4月上旬、できれば前倒しで3月下旬というようなことができれば、先ほど委員からも発言がございましたけど、来年1年間が非常にタイトになるというか、「ほんとうに最終報告までできるの？」というようなご発言もございましたので、このあたりでできるだけ前倒しをして進めていきたいと考えているところでございます。

地域別説明会につきましては、まず先ほど日水協のブロックということになりますけれども、このあたりを、説明会を、まずは4地区で圏域ごとにご説明をさせていただきます。これを年度早々にさせていただきます。その中で地域別のほうの協議会の立ち上げということで、圏域調整ということで、最終的には今ある4つのブロックが8つ、9つというような、また2つぐらいに分かれていくようなことになろうかと思っているんですけども、まずは地域別の説明会をさせていただきます。それぞれまた地域別の協議会を立ち上げるということで、そこで県も積極的に参画をさせていただきます。地域課題に即した個別の具体的な対応策を検討していきたいと思っているところでございます。そうする中で、また必要に応じて、県のほうは取り組み内容、情報提供とかの全県的な説明会も実施していきたいと思っております。

委員皆様方のあり方懇話会の開催につきましては、この各地域の検討状況に応じまして随時開催させていただきたいと考えております。

また、これと並行いたしまして、国に対する財政措置とか制度改正の要請・提案とか技術職員等々の仕組みづくりについても同時並行で検討を進めていくこととしております。

29年、30年の2カ年をかけて最終報告とさせていただきますけれども、これまでの懇話会における論議を踏まえまして、地域特性を生かした方策を早期に具現化する必要から、当初の予定を1年前倒しして進めていきたいと考えております。最終的には29年度末、30年の3月には、あり方懇話会といたしまして各地域別の協議会等において検討された成果とか取り組み状況などに対する所見を最終報告として取りまとめさせていただきます。と考えているところでございます。

事務局の説明は以上でございます。

座 長

ありがとうございました。

あと、今、皆さん方からご意見がいろいろと出ましたけれど、事務局のほうから何かございますか。特になければ、一応次回への考慮事項ということにさせていただきます。何かもし可能な範囲でお答えできることがあれば。

事務局

今二、三ご意見が出ました中で、広域連携ありきというご意見もありましたが、今回の報告書にも記載をしております広域連携、例えば3ページに「広域連携は、その対応方策として有効な選択肢の一つである」というふうにしております。このように広域連携だけではなくて、その前にも記載しておりますが、単独での運営と広域連携による比較考量ということで、今後、地域別の協議をされる中で単独での運営を選択されるということもあろうかと想定をしております。

それで、説明の際にお示しました日水協の県内支部ブロックでございますが、先ほど名倉のほうからご説明をさせていただきました地域別の説明会、これを行うに当たりまして、このブロックを活用させていただきたいと考えております。その中で、今後、自発的、自主的に各地域でこういう協議会を立ち上げていただく、あるいは検討の結果、単独での運営を選択されるということもあろうかと思えます。また、この圏域のブロックにつきましても各事業者でそれぞれご検討いただいて、水口委員からもご意見のありました、例えば現状、緊急連絡管等を敷設しており、そういった市町との連携を図られる、あるいは分水という方法で既に圏域を越えて連携されている例もございますので、そういったところは地域のご意見を尊重した上で協議会なりの立ち上げをしていただく、あるいは先ほど申しました単独での運営を継続されることのご判断をいただきたいと考えております。

事務局

皆さんのご意見どうもありがとうございます。

引き続きましてですけども、若干ご説明できるところを順番にご説明していきたいと思っております。

公民連携につきましてコンセッションとかそういうようなお話がございまして、広域連携だけじゃなくて、公民連携のくだり、2ページの下から10行目のところ、「また」以下に公民連携を若干書かせていただいております。ただ、委員の先ほどのお話のとおり若干少ないのじゃないかとか、コンセッションの関係も国のほうが言っているのもうちょっと書きぶりとか、そのあたりもプラスアルファしていいのではないかということにつきまして、また検討させていただきたいと思っております。

また、検討の調整役がないというようなくだりが一転して急に県というような立場で、実態としてそういうことで書かせていただいたところでございますが、そのあたりの文章の急な展開というのはまた検討もさせていただきたいと思っておりますので、それぞれの文章の文脈等々でこういう文言を入れたほうがいいのかというお話につきまして、また事務局で集まりましてご検討のほうをさせていただきたいと思っております。

また、国に対しての提言や要請につきましては、地方6団体が一緒になって要請をしていきたいと思っております。そのそのそれぞれの文章のくだりにつきましてはまた検討をさせて

いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

座長

ありがとうございました。

構成員

料金のことなのですが、国の説明では、微妙な表現で「料金については考える」、というような言い回しになっていますが、私は申し上げてきましたが、原価から見た時に「水道水は安いんだよ」ということは言いにくいけれども言っていないのではないのでしょうか。

座長

それ、1回目からおっしゃっていただいて……。

構成員

それをどこかに入れておく必要があるのではないかと私は思います。つまり、「入るを量りて出ざるを制す」にしたときに、入るを量るために広域連携という方法もあるでしょう。しかし、一方では、料金を決める仕組みというものをやはり考え直さなければいけない、ということを提言の中に入れておくべきだと私は思います。異論はあると思いますし、言いにくいことだと思いますが、そういう事項が全然入っていない。ただ、先ほど国の説明の中ではらしきようなことを言っておられたので。そこはどうなのでしょう。

座長

ちょっとそれ、認識できてないですね。参考資料の2-2ですよ。

事務局

2-1のほうの2のほうで、水道料金の適正化ということで、その下のほうに書かせていただいております……。

構成員

「持続可能な料金水準について定期的に議論するよう促す」とだけ書いてあるのですが、料金そのものは安いというように意識改革を図らなければならない、ということを提言の中で言うということについては私は大事だと思っています。こういう言い方しかできないということだと思います。

座長

おっしゃっていただきましたように海外ではみんなペットボトルを飲んでいるわけですから、それから比べると水道水を飲める日本というのは非常に安い。ありがたみをわかっているのかというのをいかにうまいこと書くかという話ですね。

事務局

その辺、ほんとうに安いと言い切ってしまうのか、もうちょっとオブラートに包んで適正化的な水道の料金が現在どういうことかということで、そのあたりを検討させていただきたいと思います。

構成員

なぜこのようなことを申し上げるかと言いますと、この種の提言をまとめるときには必ず国に支援を求めて、もっと補助金を出してほしいと、おねだりの提言が多いと感じています。私もこういう仕事をしていたらよくわかるのですが。では水道事業を経営しているあなたはそれをどのように改善したいと思っているのか、ということあまり出てこないです。要するにいち早くやってほしい、県が主体でやってほしい、国にも提言して要望を出しましょう、補助金

はできるだけ早く欲しいと。要するにおねだり行政の中の提言をやってみたって日本は変わらないのではないのでしょうか。

そのあたりが色濃く出てくると、私たちは何を議論しているのか、と時々思います。そういうことは県にやってください、というのと同じ、国にやってくださいと同じことなのではないのでしょうか。それぞれの自治体で水道事業を営んでいる立場において、入りを量るために何を為すべきか、出づるを制するために何を為すべきかという提言があるべきなのに、全部が行き着くところはさらっとした提言をして、広域連携をやって、それでコストが下がるだろうし、やむを得ない部分は国から補助金をもらえばいいとなってくる。

それは一番やりやすい方法ですが、国にもお金がない状況においてそれでいいのかなと思います。住民にもやはり負担を求めるという意味合いで、私は水道料金は、「料金は安いんだよ」ということまでどこかで我々の提言の中に出していくべきだと思いましたので、あえて申し上げました。どこかに組み入れるべきだと思います。主体性のある提言にしたいという意味合いにおいてです。

事務局

そのあたりは、2ページのローマ数字Ⅱのあたりですね。まずは各事業体は一層の経営の合理化に取り組むというようなことで、県や国やというよりは、まず各自治体でというような思いは若干書かせてはいただいているんですけども、委員がおっしゃられるようなところも踏まえてまた検討させていただきたいと思います。

座長

一応一とおりのご意見を頂戴したんですが、ここでもう一度ご発言をいただければ。

構成員

特にございません。

ちょっとこれも質問めいたことになるんですけども、この協議会はとりあえず皆さんが参加することになるものなのか、それともとりあえず手を挙げたところだけというようなことになるのか。それと、最終報告というのがどこまでのものなのかというのが。広域で次行きましょうとなると、スピードアップはいいと思うんですけど、1年なかなか厳しいなというふうには思ったんですが、その辺がちょっと……。

座長

まず、最終報告はちゃんとしたものをつくるということでやっていきます。ほんとうにつくるつもりでやっていかないと、正直、玉虫色になってしまう可能性はゼロではないですけど、基本的には最終報告をつくるために新年度相当急ぎながら議論を深めるというのを、これはコンセンサスにしたいと思っています。

あと、各地域の協議会に関してはいかがですかね。さっきちょっと触れていただいたことは触れていただいたんですが。

事務局

既にある既存のグループ等は、そういうようなグループも活用しながら、最終的に入る入らないというようなそれぞれの地域のご事情もあろうかと思えます。全県41市町ございまして、全体あるんですけども、いずれかのところで一旦は聞いていただいて、その以降、圏域調整で抜けていただくとか、実際入らないという市町は出てくるとは思いますが、ある程度幾つかのブロックというか、8個、9個のブロックぐらいには分けた上で協議会でのお話を進めて

いきたいと思っるところでございませう。それは皆様方とまたお話をしながらなので、県が一方的にということではございませぬので、そのあたりを進めていきたいと思っるところでございませう。

座長

最終報告に向けまして、その協議会の進捗も含めて、この懇話会を随時開催させていただくということですので、とにかく急いでやっていかないとはいけぬ。

事務局

ただ、その協議会によりましては、進む協議会もあれば全くほとんど動かないような協議会も出てこようかと思ひます。最終報告につきましては、それぞれの協議会の状況を踏まえましてこちらの懇話会のほうも開催させていただきますけども、最終的にはカルテ的なところで取り組み状況に対する処方箋まで打てない状況とする地域もおそらく出てくるのではないかなと思ひますけれども、それぞれ最終的な処方箋を打てるような形で進めていきたいと思ひますけど、現実1年間においてカルテで終わってしまうような状況で、それに対する所見で終わるような形も当然あるかと思ひます。ただ、来年1年間それが無いような形で努力は進めたいと思っております。

構成員

この最終報告というのは、全県説明会を県が主体的に行いますよね。それで、我々はいろいろお話を伺ひする。その後、地域別説明会あるいは地域別協議会を開催し、それらを含めた意見等もまとめた上で最終報告に持ってくるということですか。

座長

そうです。

構成員

そうであるならばこの全県説明会の後、地域別説明会、地域別協議会に入る、ということがなかなか難しい、時間がかかるのではないかと思ひます。

座長

そうですね。

構成員

ここが一番遅れるということになりますと最終報告にそれが反映されないということになってしまいますので、物理的にどういふスケジュールでやるかというのはきっちり決めておかないといけぬのではないのでしょうか。まず最初の全県説明会を開催して、内容をお聞きしました。その後地域別説明会を開催し、地域別協議会のときに誰がリーダーでやるのですかということになったときに、事情が各個別に変わってくると思ひます。しかし、それを我々委員としてはまとめないといけぬ、ということになってくると、このタイムスケジュールとか、マネジメントというのは予想どおりいかないのではないかと思ひます。そのあたりはどうお考えですか。委員としてはいいですが、実際の現場を想像すると非常に困難な答えが出そうな気がして、それを最終報告に記載するとなりますと、これは座長が大変だと思ひますが。

座長

だから、もともとの相談では2年間。来年協議会を立ち上げて進めて、さらに再来年に向けてまとめるという話を当初は考えていたんですよ。ただ、待たなしの状況であるという

ことで、急いだほうがいいかなということでこういう判断になっているわけです。

構成員

頑張りましょう。

座長

正直、ここで「いや、無理かもしれませんね」と言ってしまうとほんとうにまたなので、とにかくちょっと言い方は悪いですが極力まとめる方向で、極力結論も出す方向でさせていただきますけど、今事務局からありましたように、事務局からあった表現を私は極力今使わなかったつもりですけど、問題点の指摘だけで終わるようなところも出てくるかもしれませんが、基本的にはあり方ですから処方箋まで示せるような形でまとめられたらということで進めさせていただくということですね。ただ、おそらく地域別協議会を立ち上げるまでに相当時間がかかるのは、それは把握というか、そういう予想はしておりますので。

どうなんですかね。大体どのぐらいのタイムスパンで考えたらいいですかね。例えば3カ月でここまでやってとか、半年でここまでやってとか、どんな感じですかね。

事務局

地域別協議会立ち上げは3カ月以内ぐらいでできるのかなとか、既存のグループは、先ほどの資料、参考資料1で表がございますけれども、既に定住自立圏のような形でグルーピングがされているところもあれば、1枚めくっていただきますと水道事業に関する検討会・情報交換会ということで、それぞれ但馬の地域とか西播磨の地域とか阪神北や南では最適化の研究会とかもございます。もう1ページめくっていただきましたら、一部事務組合（企業団）という形で、阪神水道企業団もいらっしゃいますし、淡路でしたら一本化されておりますので、西播磨もでございます。

まず1つの既存のグループを中心にそのあたりをご相談しながら、実際の日水協とのブロックとの差し引きで残る部分をまたどういうふうに組み分けていくとか、そのあたりをご相談させていただきながら立ち上げをさせていただきたいと思っておりますので、そのあたりを早く立ち上げて、すぐに検討に、県も積極的に参画をさせていただいて進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

座長

よろしゅうございますでしょうか。

構成員

今のどの地域でというこの部分ですけど、これは説明会までは日水協のこれでいいと思うんですけども、その後というのは、これ、今もあったんですけども、定住自立圏をうまく使われたらいいと思います。これを見ていましたら、困っているところが全部定住自立圏を組んでいます。丹波篠山、ここがないだけでほかのところは全部組んでいます。私のところも組んでいますけど、その中の事業、総務省に申請している事業の中で水道事業の広域化というメニューも既に挙げて申請していますので、これはすぐに走れるというふうには思います。うまく使っていただけたらなと思います。

それと、先ほどの、いい表現やったなと思うんですけど、「民間が入れる風土づくり」と言われた、先ほどのところで。これは私、今から使っていけないといけない言葉というふうにして聞かせていただきました。ただ、民間が入ってもうかるところだけをやってもらったら困るんですよね。もうからないところも一緒になってセットでやってもらうという、そのの

部分の条件づけみたいなのが要るのかなというふうなことです。やっぱり公の施設であるということ、そして公のサービスであるという、ここの部分を強く言うていかないといけないのかなと思います。

それと、蓬萊市長が料金の話をされたんですけれども、私は今まであんまり料金の話を前面に出さんと話をしてきたつもりなんです。国が言うてます「定期的な料金の見直し」というこの表現ですけれども、これはこれでうちのほうもそんな感じでとってますよね。これはこれでええと思うんですよ。料金が上がることがあかんと言うとるわけや決してないんですよね。私がいつも思うのは、前も言いましたですけども、生活に絶対に必要なものですよ。それがおり場によって、そして財政力によってあまりにも大きな違いがあるという、ここがおかしいと私は思うんです。何も上がるのが悪いということを行っているわけでは決してない。論語の言葉ですよ。「乏しきを憂えず、等しからざるを憂う。乏しきを憂えず、安らかざるを憂う」という、まさにここなんです。一番生活に必要なものというのは何やということも明確にうたっていたら、あるべき姿が決まりそうな気がするんです。私はいつもそう思ってこの議論に参加させていただいています。

それが例えば私ところの場合、これは市長ともさっき話してはいたんですけど、県水を買っていない地域、県水が来ていません。来ることが、それが安いのであればそれも1つですし、だから、いわゆる県のほうの県水の考え方というのがどうなのかなというの逆にもたまたま聞かせていただけたらありがたいなと、そんなことを思います。

座 長

ありがとうございます。

構成員

まず、料金から入るのはなかなか難しいと思うんです。我々の隣の赤穂市は日本でも一番安い。上郡地域のテクノというところが一番高いということで、テレビの番組でも取り上げられたぐらい格差のある地区なんです。ただ、それが一緒になってコストが下がるという方向づけができて、なおかつ今のいわゆる水道事業が維持できるという絵を描いた上に、先ほどの意見の料金について料金の格差がある中で一緒になったところで一緒に考えてですね、できれば今の料金のことで話をするんじゃなしに、グループを組むことによってこれだけコストが下がる、なおかつ将来的に全体で適正な料金が取れる形にできれば一番いいかなと思います。

座 長

ありがとうございます。

皆さん方、いかがでございますか。

構成員

先ほどブロック割りの話もさせていただいたんですが、画一的にやる必要はなくて、とりあえず一旦はそういう説明会をされて、協議会のほうは例えば複数に入っていくというのも1つ手かなと思ったりしますので、その辺は各事業体のほうに意見を聞いていただけたらどうかなと思いました。

それと、あと、提言2のほうで支援の仕組みづくりを検討するということがありますが、ここは十分何かもうちょっと具体的に議論できるのであればしていく必要があるのかなと。その中で、先ほどちょっと出ておりましたけども、市というか、事業者のOBの方をという

お話がちょっとあったと思うんですが、再任用制度がありますので、今、神戸の場合は65歳までとかいう形で再任用するというシステムがありますから、今後どうしていくかというのは考えていかんといけないと思うんですが、1つの事例として、横浜ウォーターという横浜市の外郭団体があるんですが、それはOBの方が会社を起こされていろんな事業体を応援するというようなこともされておりますので、そんなことも1つ参考にしながら、各事業体のOBの方を活用できるようなシステムづくりといたしますか、そういったものも考えたらいいかかなど、このように思います。

それから、あと質問なんですけども、先ほど忘れておったんですが、水道事業の施設基準、全国統一的なところのお話なんですけども、これは例えば厚生労働省が言うてるような運搬給水とか、そういったことも含めておっしゃってはるのかどうかというのを1つご質問したいんですけど、いかがでしょうか。

座長

これはお願いします。どなたからになりますか。

事務局

施設基準の考え方のところなんですけども、いろんなパターンがあると思うんです。水道法で言っているところの基準を一律に、一律といたしますか、大きく緩めるというのはなかなか難しいです。その中で、例えば水質の状況に応じてクリプトの対策とかを程度をもっと緩めるとか。もともと最初におっしゃられていたのは広瀬委員だと思うんですけど、原水水質に応じたクリプト対策というのが非常に重荷であるというところがあったところから出ている発言のように私はお伺いしたので、そういうところとか緩められる部分というのは何かしらあると思うんです。その中に今、水口委員がおっしゃられた運搬給水、戸別給水の方策、そういったところを今国の中でも議論しようとしてありますし、県においても例えば地域別の協議会の中でそういう話が出てくるやもしれない。地域によってはやっぱり大きな問題になっておりますから、そういうことも含めての基準の見直しというような捉え方を今しております。

座長

ありがとうございました。

構成員

具体的に各地域ごとの議論になっていくことを考えているんですが、阪神水道企業団として言えば、これは大変変わがままなことだけど、兵庫県の各ブロックの中で水道事業が厳しくなっている、だんだん破綻に瀕していくときに、阪神エリアが最初に破綻するということは絶対ないと思うんですよね。だから、もっと困っているところを先に、もう危ないところから対策を考えてもらって、いい方法が見つかったころにうちもそれに乗ればいいぐらいのスケジュール感を持っています。甘いことを言うんですけどね。

ただ、ここの懇話会の委員としてそんなことも言ってもらえないし、また一方で、そこまで行く前に、今の阪水だって年々水道使用量が減ってきているわけですし、これまで何とか分賦割合を上げずにきていますけどもしんどいところにきています。逆にまだ経営的には余力が多少は残っていますから、その段階でこそできるということがあるんだろうと思って、今、この最適化研究会もやっているわけですので、ちょっとほかの地域とは毛色の違った答えが出るかもしれませんけれども、それはそれで我々の中でのこととして考えていく。ただ、

やっぱりこの場としては、一番危機に瀕しているであろうところをどうするかというところをまずやっぱり答えを見つけないといかんのじゃないかなと思っているところです。

座長

ありがとうございました。

県側からちょっとご発言をいただけたらと思います。

構成員

基本的にこれまでの議論、今年度のみならず、昨年の議論もいろいろ見させていただいておりました。今回事務局から今年の中間取りまとめ、それから来年の各地域別の議論という説明をいただいたのですが、中間報告の部分では結構、総論的な部分があるので、方向性はそれほど大きく変わらないと思います。しかし来年の厳しい議論に入ってくると、具体の個々の市町の実情もそれぞれ異なる中で大変だろうというのが、まず全体の思いでございます。

その中で、県の企業庁は県営水道として市町の補完的な事業もさせていただいています。来年度の議論の中で、どの様な位置づけでやっていくのかということも議論の中に入って頑張りたいと思っています。

それと、一方で、公営企業ですので、そういう意味では皆さん方と同じような考え方には立つだろうとは思いますが。施設の共同化とかいろいろな議論がなされていきますけど、前回の料金改定のときも提示をさせていただいた様に、例えば県水への転換することによって施設が要らなくなるというご提案もさせていただきました。先ほども県水の位置づけのお話ございましたけど、そういった部分も将来に向かってどうしていくのかという議論の中では避けて通れない部分だとも思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと、このように考えています。

座長

私、認識できていなかったんですけどテクノって高いんですね。テクノは高いんですね。いや、テクノが高いというのを今初めて認識したので。

構成員

はい。あの地域というのはもともと山だったものですから、テクノという町をつくったときに施設を新たに整備いたしました。それと、計画人口が相当大きい中で現状の人口が非常に少ない。だから、そういう意味では、今現状で過大な施設になっている。だから、結果として料金が高くなっている、そういう構図だと思います。

座長

ありがとうございました。

じゃ、お願いいたします。

構成員

ありがとうございます。事務局の一応代表として、実はこの12月の県議会がございまして、その中で自民党から代表質問で、本県の水道事業の将来展望についてというご質問をいただきました。この中で金澤副知事のほうから、きょう、ここで事務局が申しましたように、1つは今回取りまとめられる中間報告を受けて県はきちんとした調整役をして、1つは今議論がございました全県のちゃんと報告会をいたします。

それから、非常に大変難しいぞという議論をいただきましたが、計画圏域のいわゆる圏域単位で検討会を設けますということでお答えを既にいたしましたので、これに向けていろんな

障害はあると思います。

もう1つはスケジュールの問題で、皆様方から30年末では少し遅いと、できれば29年度ということで、事務局としてはみずから非常にタイトなものを請け負ったような形になります。その意味では非常に委員の先生方にもこれから大変数多くご出席いただくようなことになるかもしれませんが、なるべくこのスケジュールに向けて努力していきたいと思いますので、事務局を代表してお願いをしたいと思います。

座長

ありがとうございました。

いかがでございますか。大体ご意見は出そろったということでよろしゅうございますでしょうか。

きょう、頂戴いたしました意見をベースにしまして、いわゆる中間報告そのものを、ここで改めて2月から3月にかけて行われます懇話会でご審議をいただいて決定していただくと。そのための意見聴取という形できょう開催をさせていただいておりますので、基本的にはきょういただきましたご発言を全て考慮させていただいて最終案を作成させていただくということでございますので。

事務局におかれましては、年明けてからになると思いますけど、大変かと思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

よろしゅうございますでしょうか。じゃ、事務局のほうからお願いいたします。

事務局

委員の皆様方、熱心なご議論まことにありがとうございました。

先ほど座長からもご発言がありましたように、今回皆様方からいただきました素案に対するご意見等を踏まえまして、本年度最終回を予定しております次回第5回では、スケジュールに添いまして、中間報告(案)につきまして事務局より加筆修正等々をさせていただいてご提示させていただき、委員各位に取りまとめでいただきたく存じますのでよろしく願いいたします。

なお、本日の議事録につきましては、これまで同様ですが、案ができ次第お送りさせていただきますので、委員の皆様におかれましては内容をご確認していただき、ご返事をいただきたく存じます。その後、座長とのご相談の上、公表内容を確定させ、ホームページで公開させていただきますのでご了解をお願いいたします。

次回の懇話会は、来年2月中旬から3月上旬ごろに開催したいと考えております。既に委員の皆様方のほうに日程調整表をお送りさせていただいておりますが、お書きの方はお帰りの際に事務局までご提出していただければ幸いです。まだの方は、お戻りになられてからで結構でございますけども、できるだけ早くご提出いただければ日程調整上助かります。

現時点でご提出いただいている日程調整表を拝見しておりますと、県をはじめ、各市町におきましても議会等がございまして、2月の平日開催ではご本人の出席が困難な方が多いため、この場合は代理出席をお願いすることになるのではないかと。また、多くの方が本人出席が可能な日になりますと休日開催になる場合もございますので、お含みいただきたく存じます。

流動的なご予定でございますけども、できれば、年をまたぎますが来年1月6日までにまだご提出でない方はご回答いただければありがたいです。できる限り1月中旬までには

開催日程のみでもお知らせできるよう努めてまいりますので、ご協力のほど、お手数をかけますけれどもよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、長時間にわたりご論議いただき、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第4回兵庫県水道事業のあり方懇話会を終了させていただきます。

— 了 —